

関 係 法 令 等 集

- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）
- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（抄）
- 広島県生活衛生適正化審議会条例
- 物価統制令（抄）
- 物価統制令施行令（抄）
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（抄）
- 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（抄）

○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）

（昭和32年6月3日法律第164号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

第5章 審議会等

第58条 都道府県は、第64条第1項の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務の一部を都道府県知事が行うこととされたときは、当該事務に係るこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、生活衛生関係営業の運営の適正化に関する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県生活衛生適正化審議会」という。）を置くものとする。

2 厚生労働大臣は、第9条第1項、第55条若しくは第57条の12第1項の認可に関する処分、第9条第4項の基準の設定、第11条第1項（第56条及び前条において準用する場合を含む。）若しくは第57条第1項の規定による命令、第11条第1項若しくは第2項（これらを第56条及び前条において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消し、第56条の2第1項の規定による振興指針の設定又は第56条の6第1項の規定による料金若しくは販売価格に係る勧告をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

3 前項の規定は、都道府県知事が第64条第1項の規定により行うこととされた前項に規定する処分をしようとする場合に準用する。この場合において、同項中「厚生科学審議会」とあるのは、「都道府県生活衛生適正化審議会」と読み替えるものとする。

4 都道府県生活衛生適正化審議会は、関係各行政機関及び厚生科学審議会に、この法律の施行に関する事項について建議することができる。

第59条 前条に定めるもののほか、都道府県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(抄)

(昭和32年8月31日政令第279号)

(都道府県生活衛生適正化審議会)

第7条 法第59条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第58条第2項に規定する都道府県生活衛生適正化審議会(次号において「都道府県生活衛生適正化審議会」という。)の構成員は、都道府県知事が次のイからハまでに掲げる者のうちから任命するものとする。

イ 学識経験のある者

ロ 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

ハ 利用者又は消費者の意見を代表する者

ニ 都道府県生活衛生適正化審議会の構成員のうち、前号ロ及びハに掲げる者のうちから任命される構成員の数は、同数でなければならないものとする。

(都道府県が処理する事務)

第9条 法第9条第1項、第11条及び第12条(これらを法第14条の10第3項において準用する場合を含む。)、第14条の2第1項及び第3項、第14条の10第1項、第14条の12(法第52条の10第1項において準用する場合を含む。)、第24条第1項並びに第28条第3項及び第5項(これらを法第52条の10第1項において準用する場合を含む。)、第42条(法第38条第5項、第49条第6項、第52条及び第52条の10第1項において準用する場合を含む。)、第50条第2項、第52条の2及び第52条の3(これらを法第52条の10第1項において準用する場合を含む。)、第52条の4第1項、第52条の7第3項、**第56条の3第1項及び第4項**、第56条の6第1項並びに第60条第1項、第4項及び第5項**並びに第6条**に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、法第9条第1項、第11条及び第12条(これらを法第14条の10第3項において準用する場合を含む。)、第14条の10第1項、第14条の12並びに第56条の6第1項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第7号及び第8号に掲げる業種に係るもの、法第52条の2及び第52条の3に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第60条第1項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生営業指導センターに係るものを除く。

2 前項の場合においては、法第9条第3項及び第5項(法第14条の10第3項において準用する場合を含む。)、第13条第1項から第3項まで(これらを法第14条の10第3項において準用する場合を含む。)、第14条の10第2項、第24条第2項(法第52条の10第1項において準用する場合を含む。)並びに第56条の6第2項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとし、**法第56条の3第5項の規定は、適用しない。**

3 第1項本文の場合においては、法の規定中同項本文に規定する事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 都道府県知事は、第1項本文の規定に基づき、法第56条の3第1項の規定により振興計画の認定をしたとき、第6条第1項の規定により振興計画の変更の認定をしたとき、又は同条第2項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するものとする。

〇広島県生活衛生適正化審議会条例

(平成12年3月27日条例第8号)

(趣旨)

第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第1項の規定に基づき広島県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 生活衛生関係営業者の意見を代表する者
- 三 利用者又は消費者の意見を代表する者

3 前項第2号及び第3号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(昭和32年政令第279号)第7条第2項の規定により同数とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、会長が欠けたとき又は会長がやむを得ない理由によりその職務を行うことができないときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終わったときは、退任するものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌する事務について、部会を設けることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 審議会の部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。
- 5 第4条第2項及び第3項並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項並びに第6条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第1項、第3項及び第4項中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、**健康福祉局**において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

(広島県環境衛生適正化審議会条例の一部を改正する条例の効力)

2 この条例及び広島県環境衛生適正化審議会条例の一部を改正する条例(平成12年広島県条例第46号。以下「第46号条例」という。)による広島県環境衛生適正化審議会条例の改正については、同条例は、この条例によってまず改正され、次いで第46号条例によって改正されるものとする。

附 則 (平成12年12月21日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に広島県環境衛生適正化審議会の委員である者は、この条例の施行の日この条例による改正後の広島県生活衛生適正化審議会条例第1条の規定に基づき設置された広島県生活衛生適正化審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、その者の広島県環境衛生適正化審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成20年3月25日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○物価統制令（抄）

（昭和21年3月3日勅令第118号）

第4条 主務大臣物価が著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第7条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（抄）

（昭和27年7月31日政令第319号）

（都道府県が処理する事務等）

第11条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

一 令第3条第1項但書の規定による許可

ニ 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

3 第1項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 第1項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第4条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

附 則

4 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定により従前の例によることとされている統制額の指定のうち、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済企画庁関係政令の整備に関する政令（平成11年政令第373号）の施行の際同令による改正前の第11条の規定に基づき主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めている価格等に係るものについては、都道府県知事が行うこととする。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

(昭和32年9月12日厚生省令第38号)

物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条及び物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

(公衆浴場入浴料金)

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- ニ 6才以上12才未満の者一人についての入浴料金
- 三 6才未満の者一人についての入浴料金

(都道府県知事による統制額の指定)

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

(昭和30年3月厚生省告示第58号の廃止)

第3条 昭和30年3月厚生省告示第58号〔公衆浴場入浴料金指定〕は、廃止する。

附 則

この省令は、昭和32年10月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月9日厚生省令第21号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日厚生省令第57号)抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（抄）

（昭和38年8月12日環発第335号）
（各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通達）

標記については、昭和38年8月9日厚生省発環第113号厚生事務次官依命通達により指示したところであるが、公衆浴場入浴料金の最高統制額を改定しようとする場合には、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾なきを期されたい。（以下略）

記

- 1 公衆浴場入浴料金最高統制額を改定しようとする場合は、おおむね別紙（1）「公衆浴場経営実態調査要綱」に準拠して、経営の実態調査を行うこと。
- 2 公衆浴場入浴料金最高統制額を決定する場合は、おおむね別紙（2）「公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領」に準拠して協議会等を設置し、あらかじめ、十分にその意見を聞き、最高統制額の適正を期すること。

別紙（1）

公衆浴場経営実態調査要綱

- 1 この調査は、公衆浴場経営の実態を把握することにより適正な入浴料金統制額の指定を行う場合の基礎とすること。
- 2 調査の方法は、実地調査及び関係者からの聞き取り調査によること。
- 3 支出についての調査項目は、おおむね別表に記載の事項とし、収入についての調査は、入浴者数の実測調査によるものとする。
- 4 調査の客体数は、都道府県における最高統制額によっている浴場のおおむね2割以上とし、できる限り平均的な規模の施設を抽出するよう努めること。
- 5 調査の時期は、都道府県の実情によるが、年間を通じた平均的な営業実態を把握しうるように必要な考慮を払うこと。

別表 略

別紙（2）

公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領

- 1 都道府県知事が入浴料金の改定について意見を聞くためのものとし、その名称及び設置の手続きは都道府県の実情に応じて定めるものとする。
- 2 委員は12名程度とし、その構成は次のとおりとする。
 - （1）関係吏員（衛生及び経済主管部関係吏員）
 - （2）有識者（経営、保健衛生の専門家等）
 - （3）住民代表（例えば、民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等であって、公衆浴場を利用している者又は公衆浴場の実情を十分承知している者）
 - （4）業者代表（公衆浴場を経営している者）

○ 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（抄）

（昭和56年6月9日法律第68号）

（目的）

第1条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

（活用についての配慮等）

第4条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

（貸付けについての配慮）

第5条 **株式会社日本政策金融公庫**又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たって、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の場合よりも有利な条件で貸し付けるよう努めるものとする。

2 前項の通常の場合よりも有利な条件を定めるに当たっては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の場合の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

（助成等についての配慮）

第6条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、昭和57年4月1日から施行する。（中略）

附 則（平成19年5月25日法律第58号）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成20年10月1日施行する。（以下略）